

<p>(3) 障害者の雇用に関する情報の収集、分析及び提供の効果的な実施 職業リハビリテーションに関する情報を始めとして、障害者雇用に資する情報を収集、分析し、障害者本人、事業主及び関係機関に対して、積極的、効果的に提供を行うこと。 ホームページ等において、積極的かつ分かりやすく公表することにより、業務の透明性を高め、業務内容の充実を図ること。</p>	<p>(3) 障害者の雇用に関する情報の収集、分析及び提供の効果的な実施 職業リハビリテーションに関する調査研究成果、図書等の情報を「障害者雇用支援システム」に集積し、インターネットを通じ、年間のアクセス件数320,000件以上を目標として提供する。 また、障害者に対する支援や、事業所における環境整備、地域の支援機関サービスの利用等に際して役立つ専門的知識や詳細な情報をデータベースにより職業リハビリテーション関係機関や事業主に提供するため、必要なシステムの整備を行う。</p>	<p>(3) 障害者の雇用に関する情報の収集、分析及び提供の効果的な実施 職業リハビリテーションに関する調査研究成果、図書等の情報を「障害者雇用支援システム」に集積し、インターネットを通じ、年間アクセス件数320,000件以上を目標として提供する。</p>	<p>iv) 「発達障害者のワークシステム・サポートプログラムとその支援事例」(実践報告書No.19) v) 「精神障害者の職場再適応支援プログラム実践集(2)～気分障害者に対する復職支援の実践～」(実践報告書No.20) ・上記のうち、iii) 「就労移行支援のためのチェックリスト」については、福祉施設等と労働関係機関とが共通して利用できるツールとして開発され、厚生労働省から全国の公共職業安定所等に配布された。 (資料51)</p> <p>○研究成果の具体的な活用例 ・厚生労働省の研究会において「障害者雇用に係る需給の結合を促進するための方策に関する研究」で得られた障害者のニーズの分析結果が基礎資料として活用された。 ・公共職業安定所や特別支援学校等で「就労移行支援のためのチェックリスト」が活用された。 ・平成19年新設の都立知的障害者特別支援学校高等部の授業の教材として「知的障害者の職場におけるパソコン利用支援マニュアル(仕事とパソコン)」が採用された。 ・福祉総合雑誌に「精神障害者の職業訓練指導方法に関する研究」(平成17年度の研究成果物)の概要が掲載された。 ・全国の労働局・公共職業安定所の障害者雇用担当官会議において、就労移行支援のためのチェックリスト、発達障害者の就労支援及びカスタム化就業の研究成果について研究担当者が要約説明を行った。</p> <p>○広域・地域センターにおける研究成果の活用状況 ・調査研究報告書及び資料シリーズの利用件数は731件で、利用内訳では障害者支援業務37.5%、講演資料11.1%、事業主支援業務10.5%であった。 ・教材・ツール・マニュアルの利用件数は585件で、利用内訳では障害者支援業務54.7%、事業主支援業務8.2%、講演資料5.5%であった。 ・今後必要とされる研究分野は発達障害(38.0%)、精神障害(27.1%)、高次脳機能障害(20.9%)の順となっている。 (資料52)</p> <p>○就業支援機関等外部機関における利用状況 ・調査研究成果物の利用件数は123件、利用内訳では実務参考資料30.9%、知見を深めるため26.0%、研究の参考資料16.3%であった。 ・調査研究成果物の内容についての意見は、「関心を満たす多彩な情報」(30.0%)、「整理された内容」(27.0%)、「質の高い情報と充実したデータ」(20.0%)等となっており、また、得られた効果については、「就労支援のヒント」(35.1%)、「障害理解の深化(32.0%)」、「研究の新たな視点」(14.4%)等であった。 ・今後期待する研究活動としては、「先駆的な研究」(26.5%)、「実践現場で活用しやすいマニュアル・教材作成」(23.5%)、「事例を盛り込んだ読みやすさ」(21.3%)等の意見があった。 (資料52)</p> <p>(3) 障害者雇用支援システム等を活用した職リハの情報発信 ・アクセス件数：2,090,473件(前年度1,234,046件) うち1,885,878件(90.2%)は調査研究報告書等の研究成果物に対するものであった。 ・研究部門ホームページに、新たに英文のホームページを設け(平成19年3月)、その中で英文の調査研究報告書等の概要を掲載し、広く海外への情報発信を行うこととした。 (資料53)</p>
---	--	---	---

<p>評価の視点</p>	<p>自己評価</p>	<p>A</p>	<p>評価</p>	<p>A</p>
<p>第2 7 (2) ① 職業リハビリテーションに関する調査研究の実施 ・職業リハビリテーションに係る調査・研究について12テーマ実施していたか。</p>	<p>(理由及び特記事項) ・調査研究は、13テーマ(新規5テーマ、継続8テーマ)について実施した。このうち、終了した7テーマについては調査研究報告書等の研究成果物を作成し、公共職業安定所、職業能力開発校、社会福祉施設などの関係機関及び広域・地域障害者職センターに配付し、</p>		<p>・職リハに関する調査研究は外部評価委員より質的にも高い評価を得ており、また成果の活用も良好である。 ・質の高い研究を行い、研究評価委員から高い評価を得た。 ・英文ホームページを開設し、1ヶ月で1,173件のアクセス数を上げた。 ・極めて評価の高い研究成果を今後更に、組織内外へフィードバックされることを期待する。 ・計画以上の成果を上げている。 ・ハイレベルな研究成果である。</p>	

<ul style="list-style-type: none"> 外部の評価委員が行う、調査・研究に対する評価を行うとともに、3分の2以上の評価委員から、4段階中上から2段階以上の評価が得られたか。 	<p>周知と活用に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 作成した調査研究報告書7本について、業績評価実施規程に基づき外部の研究評価委員による個別評価を受け、何れも定められた目標に達する評価を得た。そのうち3本についてはすべての研究評価委員から最高段階の評価を得た。
<p>第2 7 (2) ② 職業リハビリテーションに係る技法の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> 職業リハビリテーションに係る技法の開発について、3テーマ実施していたか。 	<ul style="list-style-type: none"> 職業リハビリテーション機関のニーズを踏まえて、3テーマを設定し技法開発を行った。特に強い要請のある発達障害者支援に関しては、前年度に開発した「ワークシステム・サポートプログラム」の開発を更に進め、実際の職場により近い設定での各種技法を開発し実践報告書としてとりまとめた。
<p>第2 7 (2) ③ 研究成果の積極的な普及・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 職業リハビリテーション研究発表会を実施するに当たり、内容の充実や関係者の参加促進に向けた検討を行っていたか。 	<ul style="list-style-type: none"> 職業リハビリテーション研究発表会は、発達障害に関する特別講演、ジョブコーチ支援に関するパネルディスカッション、「障害者の就労支援と関係機関の役割」、「医療リハと職業リハの連携による就労支援」をテーマとしたワークショップの他、口頭及びポスターによる研究発表(94題)で構成した。 研究発表会の周知については、関係機関等への参加案内の配布、ホームページ等での掲載、マスコミへの関係資料の配布等を行うとともに、研究発表会論文集は開催前に「障害者職業総合センター研究部門ホームページ」に掲載し、参加者が事前に内容を把握できるようにすることで、研究発表会の内容の充実や関係者の参加促進を図った。参加者数は、福祉、企業・企業団体、教育分野で大幅に増加した。 アンケートは参加者の意識をより正確に把握するため回答選択肢を5肢とした。
<ul style="list-style-type: none"> 学会等での発表、各種研修での講義、インターネットを通じての情報提供等を行ったか。 	<ul style="list-style-type: none"> 学会等での発表24件、各種研修での講義184件（当機構実施研修分123件、外部機関実施研修分61件）の他、「障害者職業総合センター研究部門ホームページ」については、英語版を開設する等、内容の充実を努め、調査研究報告書等研究成果物すべてをPDF化して掲載し、広く研究成果等の普及・活用を図った。
<ul style="list-style-type: none"> マニュアル等の作成について、3件以上作成したか。 	<ul style="list-style-type: none"> マニュアル等は、調査・研究及び技法開発の成果を踏まえ、地域センター等の就労支援現場のニーズに即した実践で活用しやすいものを目指し、知的障害者のためのパソコンデータ入力ソフトをはじめ、就労移行支援のためのチェックリスト活用の手引き、発達障害者の就労支援技法に関するもの等計5件作成した。
<ul style="list-style-type: none"> 職業リハビリテーションに係る調査研究の成果物を具体的に活用していたか。 	<ul style="list-style-type: none"> 研究成果物が、公共職業安定所での職業相談時や、特別支援学校での教材等として活用されるとともに、研究分析結果が厚労省研究会で資料として用いられたり、研究成果物の概要が福祉総合雑誌に掲載される等具体的な活用事例が確認されている。 広域・地域センターに対する研究成果物の利用状況調査（28ヵ所）では、調査研究報告書及び資料シリーズの利用件数は、延べ731件、48.0%が職リハ実践活動における活用であった。教材・ツール・マニュアルの利用件数は延べ585件、62.9%が職リハ実践活動における活用となった。 就業支援機関等外部機関に対する利用状況調査（67ヵ所）では、研究成果物の利用件数は延べ123件、利用場面は、「現場実務の参考資料」（30.9%）、「知見を深めるため」（26.0%）等に活用された。活用効果としては「就労支援のヒント」（35.1%）、「障害理解の深化」（32.0%）等であった。また、研究成果物の内容では、「関心を満たす多彩な情報」（30.0%）、「整理された内容」（27.0%）との評価があった。
<p>第2 7 (3) 障害者の雇用に関する情報の収集、分析及び提供の効果的な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> アクセス件数について、320,000件以上を達成したか。 	<ul style="list-style-type: none"> 「障害者職業総合センター研究部門ホームページ」には、2,090,473件のアクセス件数があり、そのうち1,885,878件（90.2%）が調査研究報告書等の研究成果物に対するものであった。うち報告書等のPDFへのアクセス件数は1,400,623件であった。

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績																												
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>8 障害者職業能力開発校の運営業務の実施に関する事項 機構が運営業務を行う障害者職業能力開発校に関しては、入校者の障害の重度化、多様化が進んでいることにかんがみ、広域障害者職業センターとの密接な連携の下、知的障害者、精神障害者等を含む職業的 重度障害者に対して、個々の訓練生の障害の程度、態様等を十分考慮し、弾力的な運営を図るほか、個々の訓練生に適した訓練内容を定めるなど、障害者の障害の特性に応じたよりきめ細かな配慮を加えた先導的な職業訓練を実施すること。</p> <p>(1) 障害者の職業訓練機会の拡大 この中期目標期間中に、受講者数30%増(※)を達成する。在職者及び離転職者に対する職業訓練については機動的に実施すること。 (※参考：平成14年度受講者数 211人) また、重度障害者を積極的に受け入れること。</p> <p>(2) 障害者に対する訓練内容の充実 企業ニーズに的確に対応するとともに、障害者の職域拡大を念頭において、より就職に結びつく職業訓練の実施に努め、経済・雇用失業情勢を踏まえつつ、職業紹介等の業務を担当する公共職業安定機関との緊密な連携を図り、中期目標の期間中において修了者等の就職率が60%以上(※)となることに資するため、その内容の充実を図ること。 (※参考：障害者職業能力開発校における14年度就職率 57.1%) また、先導的な職業訓練実施の成果をもとに、知的障害者、精神障害者等を含む職業的 重度障害者に対する職業訓練内容、指導技法等を他の障害者職業能力開発校等に提供することにより、障害者職業訓練全体のレベルアップに貢献すること。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>8 障害者職業能力開発校の運営業務の実施に関する事項 機構が運営業務を行う障害者職業能力開発校に関しては、入校者の障害の重度化、多様化が進んでいることにかんがみ、広域障害者職業センターとの密接な連携の下、知的障害者、精神障害者等を含む職業的 重度障害者に対して、個々の訓練生の障害の程度、態様等を十分考慮し、弾力的な運営を図るほか、個々の訓練生に適した訓練内容を定めるなど、障害者の障害の特性に応じたよりきめ細かな配慮を加え、他の障害者職業能力開発校等に成果を提供できるような先導的な職業訓練を実施する。</p> <p>(1) 障害者の職業訓練機会の拡大 入校者の障害の重度化に十分対応しつつ関係機関との一層緊密な連携を図り、重度障害者を積極的に受け入れることにより、この中期目標期間中に、受講者数30%増(※)を達成する。また、在職者及び離転職者に対する職業訓練については機動的に実施する。特に離転職者の受け入れについては、近年障害者の解雇者数が高水準で推移していることにかんがみ、その訓練機会の拡大を図る。 (※参考：14年度受講者数 211人)</p> <p>(2) 障害者に対する訓練内容の充実 企業ニーズに的確に対応するとともに、障害者の職域拡大を念頭において、より就職に結びつく職業訓練の実施に努め、経済・雇用失業情勢を踏まえつつ、職業紹介等の業務を担当する公共職業安定機関との緊密な連携を図り、中期目標の期間中において修了者等の就職率が60%以上(※)となることに資するため、指導技法の開発、訓練カリキュラムの見直し等によりその内容の充実を図る。</p> <p>また、先導的な職業訓練実施の成果をもとに、知的障害者、精神障害者等を含む職業的 重度障害者に対する職業訓練内容、指導技法等をマニュアル等にとりまとめ、他の障害者職業能力開発校等に提供することにより、障害者職業訓練全体のレベルアップに貢献する。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>8 障害者職業能力開発校の運営業務の実施に関する事項 機構が運営業務を行う障害者職業能力開発校に関しては、入校者の障害の重度化、多様化が進んでいることにかんがみ、広域障害者職業センターとの密接な連携の下、知的障害者、精神障害者等を含む職業的 重度障害者に対して、個々の訓練生の障害の程度、態様等を十分考慮し、弾力的な運営を図るほか、個々の訓練生に適した訓練内容を定めるなど、障害者の障害の特性に応じたよりきめ細かな配慮を加え、他の障害者職業能力開発校等に成果を提供できるような先導的な職業訓練を実施する。</p> <p>(1) 障害者の職業訓練機会の拡大 入校者の障害の重度化に十分対応しつつ関係機関との一層緊密な連携を図り、受講者数30%増の早期達成を目指して職業訓練を実施する。また、知的障害者の訓練定員の拡大、発達障害者の受入の開始等により、職業的 重度障害者の職業訓練を一層積極的に実施するとともに、離転職者に対する職業訓練を積極的に実施する。 さらに、企業の人材ニーズに対応した訓練内容を設定するなど 在職者の訓練を機動的に実施する。</p> <p>(2) 障害者に対する訓練内容の充実 企業ニーズに的確に対応するとともに、障害者の職域拡大を念頭において、より就職に結びつく職業訓練の実施に努め、経済・雇用失業情勢を踏まえつつ、職業紹介等の業務を担当する公共職業安定機関との緊密な連携を図り、修了者等の就職率が以下の先導的な職業訓練を含め60%以上となることに資するため、指導技法の開発、訓練カリキュラムの見直し等により、その内容の充実を図る。</p> <p>また、精神障害者及び発達障害者に対する先導的な職業訓練の成果をもとに、職業訓練内容、効果的な指導技法等をマニュアル等に取りまとめる。さらに、昨年度試行的に実施した知的障害者に対する新たな職域(ホテルサービス、厨房サービス)での職業訓練についても、その本格的な実施を通じてさらなる内容の充実を図る。 あわせて、障害者能力開発指導者交流集会を「障害者ワークフェア」の一環として</p>	<p>平成18年度の業務の実績</p> <p>(1) 障害者の職業訓練機会の拡大 ○受講者数の増加 ・知的障害者に対する訓練ニーズに対応して、受入定員を拡大(35人→40人)するとともに、平成18年度から新たな訓練コース(中央校:ホテルサービス、吉備校:厨房サービス)での訓練を本格実施した。また、発達障害者に対する訓練ニーズに対応して、平成18年度から新たに受入(定員5名)を開始した。これらの取組を反映して、平成18年度の受講者数は285名(平成14年度比35%増)となり、目標(平成14年度比30%増)を達成するとともに、両校において初めて受講者数が定員を超えた。</p> <table border="1" data-bbox="1914 1092 2496 1228"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">定員 (人)</th> <th colspan="4">受講者数(人)</th> </tr> <tr> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>両校</td> <td>280</td> <td>196</td> <td>256</td> <td>266</td> <td>285</td> </tr> <tr> <td>中央校</td> <td>200</td> <td>122</td> <td>185</td> <td>188</td> <td>201</td> </tr> <tr> <td>吉備校</td> <td>80</td> <td>74</td> <td>71</td> <td>78</td> <td>84</td> </tr> </tbody> </table> <p>・知的障害者、精神障害者、高次脳機能障害者、発達障害者及び重度身体障害者の受講者数238人(職業的 重度障害者の割合：全体の83.5%) (資料54)</p> <p>(2) 障害者に対する訓練内容の充実 ○就職率向上に資する取組 ・個々の訓練生の障害状況に応じた個別カリキュラムによる個別訓練、事業所開拓による実際の職場での実習指導の積極的な実施を引き続き行うとともに、技能指導と職業生活指導を一体的に行う総合的指導を職業的 重度障害者の増加を踏まえ、訓練期間中の適切な時期から職業生活指導を行う等により高い就職率を維持・向上させた。 ・就職率：93.2%(前年度:88.2%) (資料54) (資料55)</p> <p>○発達障害者に対する職業訓練の試行実施及び成果の取りまとめ ・吉備校において、新たに発達障害者に対する職業訓練を試行的に開始(平成18年度～平成19年度)し、年間2期(7月、12月)の受け入れを行った。 入校者：7月に3名、12月に4名、計7名 ・「発達障害者に対する職業訓練の実践研究会」を開催して、効果的指導技法等を検討し、平成19年度末までにその成果を取りまとめる予定としている。平成18年度は、入校前から職業訓練の導入期までの取組について検討した結果を中間報告書に取りまとめ、他の障害者職業能力開発校、発達障害者支援センター等に配布した。 (資料56)</p>		定員 (人)	受講者数(人)				15年度	16年度	17年度	18年度	両校	280	196	256	266	285	中央校	200	122	185	188	201	吉備校	80	74	71	78	84
	定員 (人)	受講者数(人)																													
		15年度	16年度	17年度	18年度																										
両校	280	196	256	266	285																										
中央校	200	122	185	188	201																										
吉備校	80	74	71	78	84																										

<p>職業訓練の実施に当たっては、民間外部講師の活用等による委託の拡大を図り、効率的な運営を行うこと。</p>	<p>職業訓練の実施に当たっては、IT基礎訓練等における民間外部講師の活用等による委託の拡大を図り、効率的な運営を行う。 (※参考：障害者職業能力開発校における14年度就職率 57.1%)</p>	<p>10月に香川県で開催することにより、他の障害者能力開発施設等に対してノウハウを提供するとともに、参加施設が互いに情報交換できる場を提供する。また、精神障害者等に対する職業訓練における効果的な指導技法等及び知的障害者に対する新たな職域での訓練カリキュラムについて、他の障害者職業能力開発校等への普及を図る。 なお、職業訓練の実施に当たっては、IT関連分野等、民間の人材を活用できる訓練において、引き続き民間外部講師を積極的に活用していく。</p>	<p>○精神障害者に対する先導的職業訓練の実施及び指導技法等の開発 ・中央校において、平成18年度は10名を受け入れて職業訓練を実施した(前年度:10名)。 ・職業生活支援の充実により就職率が向上した。 平成18年度:90.0%(9人/10人)←前年度:36.4%(4人/11人) ・「精神障害者の職業能力開発のための指導技法等検討会議」を3回開催して、これまでの実績をもとに効果的な指導技法等を実践報告書に取りまとめ、他の障害者能力開発施設等に配布した。 (資料57)</p> <p>○一般校の職業訓練指導員研修への協力 ・「一般校を活用した障害者職業能力開発事業実施指導員研修」(職業能力開発総合大学校実施)に協力して一般校の指導員に研修を実施した。 基礎研修 7月:中央校で16名 実践研修 6月:中央校で4名、吉備校で1名 11月:中央校で3名、吉備校で2名 (資料58)</p> <p>○障害者能力開発指導者交流集会の開催 ・10月27日に、香川県において、障害者能力開発指導者交流集会を障害者ワークフェアに合わせて開催した。(46名参加) ・参加者に対するアンケート調査では、回答者(40名)のうち82.5%から参考になった旨の回答が得られた。 (資料59)</p> <p>○外部講師の活用 ・民間外部講師については、民間人材が活用できる訓練において積極的な活用を継続した。(平成18年度は4,768時間) (資料60)</p> <p>○訓練修了者に係るアンケート調査 ・「たいへん満足している」「満足している」との回答:92.7% (資料61)</p> <p>注)中央校:中央障害者職業能力開発校 吉備校:吉備高原障害者職業能力開発校</p>
---	--	---	---

評価の視点	自己評定	A	評定	A
<p>第2 8 (1) 障害者の職業訓練機会の拡大 ・重度障害者を積極的に受け入れていたか。</p> <p>・受講者数は、中期目標期間中に30%増の早期達成に向けて推移していたか。</p> <p>・在職者及び離転職者に対する職業訓練を機動的に実施したか。</p> <p>・知的障害者の訓練定員を増やしたか。</p> <p>第2 8 (2) 障害者に対する訓練内容の充実 ・企業ニーズに対応した、より就職に結びつく職業訓練を実施したか。</p>	<p>(理由及び特記事項) ・知的障害者の定員枠拡大、発達障害者の新たな受入等により、職業的重度障害者の割合は83.5%に拡大し過去最高となった。(前年度:79.7%)。</p> <p>・訓練ニーズに対応して、知的障害者の訓練定員の拡大、知的障害者・発達障害者の訓練コースの新設等を行い、受講者数は訓練定員(280人)を超えて285人(平成14年度比の35%増)となり、30%増を達成した。</p> <p>・在職者に対する職業訓練については、事業主のニーズ、在職障害者の状態や特徴に応じて機動的に内容、時期、期間を設定するオーダーメイド型の職業訓練を実施した。</p> <p>・離転職者に対しては、普通課程のほか、実務経験を考慮し、追加・補完する知識・技能の程度に応じた短期課程・普通職業訓練も実施した。</p> <p>・知的障害者の訓練定員を35人から40人に増やした。また、訓練ニーズに対応して、発達障害者の訓練定員を5名新たに設定した。</p> <p>・訓練内容等については、企業の人材ニーズに対応したものとなるよう見直しを行い、電気機器科を廃科(訓練定員5人)し、製版科の訓練定員を15人から10人に減らした。</p> <p>・実践的な技能の向上や職場適応上の課題の改善の必要性が特に高い職業的重度障害者については、公共職業安定所等と連携し障害者雇用に取り組む事業所等の開拓に努め、当該事業所の協力を得て6週間をめどとした実習指導を実施し、実際の職場で生じる可能性がある課題を事前に把握、改善するほか、あわせて訓練生を受け入れる</p>		<p>・特に精神障害者、発達障害者に係る技法開発(個別プログラムの実施)と就職率(93.2%)は大いに評価できる。</p> <p>・発達障害者の訓練コースを新設した。</p> <p>・訓練内容を充実し、過去最高の就職率を上げた。</p> <p>・開発校の現場における訓練技法開発の努力は高く評価する。また、受講者に対するアンケート評価のデータは、さらに有効に活用されるべきである。</p> <p>・ほぼ計画通りと判断する。</p> <p>・高い就職率は大きな成果である。</p>	

<ul style="list-style-type: none"> ・ 修了者等の就職率が60%以上となることに資するため、指導技法の開発、訓練カリキュラムの見直し等を行い訓練内容の充実を図っていたか。 ・ 知的障害者に対する新たな職業訓練内容、訓練カリキュラム等の検討を行ったか。 ・ 他の障害者職業能力開発校等での訓練内容の向上に寄与したか。 ・ 民間外部講師の活用等により、職業訓練の効率的な運営を行っていたか。 	<p>職場の環境調整を図る等、就職後の円滑な職場適応を視野に入れた訓練を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個々の訓練生の障害状況等に応じた個別カリキュラムの設定、障害者職業カウンセラー及び職業訓練指導員によるチームティーチング方式による総合的・一体的な職業生活・技能指導の実施、企業の協力を得ての職場実習の積極的な実施等により、訓練内容の充実ときめ細かな指導に引き続き努めた。 ・ また、これまでの精神障害者に対する職業訓練の実践を踏まえて、統合失調症の人に対する実践的なカリキュラムや効果的な指導技法等の取りまとめを行った。 ・ 発達障害者に対する職業訓練の試行実施を開始し、訓練を行うに当たって必要とされる発達障害についての基礎知識と入校から導入訓練の実施までについての留意事項等を取りまとめた。 ・ これらの取組の結果、就職率は過去最高の93.2%（前年度88.2%）となった。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 知的障害者に対する新たな職域(ホテルサービス・厨房サービス)での職業訓練の本格実施を行い、訓練内容の充実を図った。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の取組を通じて、他の障害者校等に対して指導技法の移転・普及と活用に努めた。 ・ 障害者能力開発指導者交流集会を、知的障害者に対する新たな職域での職業訓練、精神障害者に対する先導的職業訓練の実施等をテーマに実施し、技法普及を行った。また、この内容を取りまとめた報告書を作成し、全国の障害者職業能力開発施設等に配付した。参加者にアンケート調査を実施したところ、回答者の82.5%から今後の業務の参考になったとの回答を得た。 ・ 精神障害者に対する先導的職業訓練の成果を「精神障害者に対する職業訓練・指導技法等実践報告書」に取りまとめ、全国の障害者校等に配付するとともにホームページで公開した。 ・ 発達障害者に対する職業訓練の試行実施の成果を「発達障害者に対する職業訓練の実践研究会報告書～入校から導入訓練～」にとりまとめ、全国の障害者職業能力開発校、発達障害者支援センター等に配付するとともにホームページで公開した。 ・ 都道府県立の職業能力開発校等の指導者を対象として、知的障害者に対する指導技法等に関する研修を実施した。修了後も受講者等から、新たに知的障害者の受入を検討するに当たってのコース設定及び指導方法等に関する相談を受けた。 <ul style="list-style-type: none"> ・ OA関係、DTP(パソコンを活用した印刷・編集作業)関係の訓練において、民間外部講師を活用し、効率的な運営に努めた。 ・ 外部講師活用時間 4,768時間
--	---

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>9 納付金関係業務等の実施に関する事項 障害者の雇用に関する事業主の社会連帯責任の円滑な実現を図る観点から、障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担を調整するとともに、障害者の雇用の促進等を図るため設けられた「障害者雇用納付金制度」に基づき、障害者雇用納付金の徴収並びに障害者雇用調整金、報奨金、在宅就業障害者特例調整金、在宅就業障害者特例報奨金及び各種助成金の支給等の機構が実施する納付金関係業務については、障害者の雇用の促進に寄与するために、法律の目的の通り、適正かつ効率的な運営を図ること。また、障害者の雇用に関する研究、調査、講習の事業、啓発の事業を効果的に実施することにより、事業主の障害者雇用の取組みを支援し、障害者の雇用促進を図ること。</p> <p>(1) 障害者雇用納付金の徴収並びに障害者雇用調整金、報奨金、在宅就業者特例調整金及び在宅就業障害者特例報奨金の支給に関する業務の適切な実施 ① 障害者雇用納付金の徴収並びに障害者雇用調整金、報奨金、在宅就業者特例調整金及び在宅就業障害者特例報奨金の支給については、適正かつ効率的に行うことはもとより、障害者雇用納付金制度の周知、理解の促進を図るため、関係機関との連携を図りつつ、事業主説明会を幅広く実施すること。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>9 納付金関係業務等の実施に関する事項</p> <p>(1) 障害者雇用納付金の徴収並びに障害者雇用調整金、報奨金、在宅就業障害者特例調整金及び在宅就業障害者特例報奨金の支給に関する業務の適切な実施 ① 障害者雇用納付金制度に対する理解の促進 障害者雇用納付金制度について適切な周知、理解の促進を図るため、関係機関との連携を図りつつ、事業主説明会を毎年度平均で250回以上（※）開催するほか、パンフレット、記入説明書等の配布を行う。 （※参考：過去3年間の説明会の年平均開催回数 約230回）</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>9 納付金関係業務等の実施に関する事項</p> <p>(1) 障害者雇用納付金の徴収並びに障害者雇用調整金、報奨金、在宅就業障害者特例調整金及び在宅就業障害者特例報奨金の支給に関する業務の適切な実施 ① 障害者雇用納付金制度に対する理解の促進 障害者雇用納付金制度については、事業主からの確かな申告、支給申請がなされるよう、以下の各事業を実施する。 特に、障害者雇用納付金制度の改正内容について、事業主説明会の場などでパンフレットを活用するなどして適切に周知し、理解の促進を図る。 イ 事業主説明会の開催 事業主説明会については、関係機関との連携を図りつつ、250回以上開催するほか、今後の事業主説明会の説明内容及び、制度、事務手続きについての周知、理解の促進を図るために作成するパンフレット、記入説明書等の充実資するため、引き続き、参加者アンケートを実施する。</p> <p>ロ パンフレット、記入説明書等の作成、配付 制度及び事務手続きについて適切な周知、理解の促進を図るため、パンフレット、記入説明書等を作成、配付する。また、その内容は、事業主説明会</p>	<p>平成18年度の業務の実績</p> <p>(1)障害者雇用納付金の徴収並びに障害者雇用調整金、報奨金、在宅就業障害者特例調整金及び在宅就業障害者特例報奨金の支給に関する業務の適切な実施</p> <p>①障害者雇用納付金制度に対する理解の促進</p> <p>イ 事業主説明会の開催 ○開催状況 ・開催回数：261回 ・事業主説明会は、平成19年度の申告・申請が円滑・適正に行われるよう、第4四半期に集中して開催した。 ・特に平成19年度の申告・申請から、精神障害者への納付金制度の適用、在宅就業障害者特例調整金等の制度新設、雇用調整金等の申請期限の前倒し等の大幅な改正が反映されることなどから、制度の趣旨説明及び理解と協力を求める内容のチラシ20,000部を作成し、開催案内とともに送付することで、事業主説明会に積極的に参加するよう事業主に呼びかけた結果、前年を上回る出席率であった。 （資料62）</p> <p>○アンケートの実施 ・事業主の納付金制度や申告・申請手続きの理解度等を把握するため、アンケートを実施した。 ・肯定評価率：94.3% ・前年度に実施したアンケートにおいて寄せられた意見・要望のうち、効果的なものについては、平成19年度の記入説明書に反映させたほか、今後の事業主説明会に活用するよう地方障害法人に対して指導を行った。</p> <p>ロ パンフレット、記入説明書等の作成、配付 ・平成19年度の申告・申請においては、制度の改正が反映されるとともに、申告・申請書様式を全面的に改正したことにより、パンフレット、記入説明書について、それら改正内容を中心に正確に、かつ、わかりやすく作成し、地方障害法人を通じ、事業主に対して事業主説明会の場等において説明に活用したほか、郵送等により配付した。</p>

での事業主からの意見を十分踏まえたものとする。

ハ 職業安定機関との連携及び地方障害者法人との連絡会議の開催

障害者雇用率達成指導業務を実施する職業安定機関と緊密な連携を図り、必要な情報交換を行うとともに、1月に地方障害者法人の業務担当者を対象に「納付金関係業務担当者全国会議」を開催し、制度及びその運営についての共通の理解と認識を深める。

② 障害者雇用納付金の徴収並びに障害者雇用調整金、報奨金、在宅就業障害者特例調整金及び在宅就業障害者特例報奨金の支給

障害者雇用納付金については、厳正な審査を実施するほか、正確な申告及び納付期限の遵守についての指導・督促を行うとともに、本部及び駐在事務所において、障害者雇用納付金申告対象事業主等に対する調査を的確に実施することにより、99%以上の収納率を維持する。

また、障害者雇用調整金、報奨金、在宅就業障害者特例調整金及び在宅就業障害者特例報奨金(※)の支給に関しても、厳正な審査を実施する。

(※) 在宅就業障害者特例調整金及び在宅就業障害者特例報奨金については、原則として平成19年度より支給を開始するものであるが、平成18年度は年度中途に事業を廃止した事業主に限り支給する。

③ 障害者雇用納付金電算機処理システムの活用及び見直し

引き続き障害者雇用納付金電算機処理システムの活用を図る。

また、記入説明書については、様式を申告・申請にそのまま活用できるダウンロードファイル等とともに新たにホームページに掲載した。掲載の時期(平成19年2月9日)は地方障害者法人による事業主説明会の開催開始の時期にあわせた。

ハ 職業安定機関との連携及び地方障害者法人との連絡会議の開催

○職業安定機関との情報交換会の開催

納付金徴収業務等の適切な実施において必要となる事業主情報の提供及び事業主に対する制度の周知・指導等に当たっての連携・協力等について地方障害者法人から都道府県労働局に対し依頼を行った。(開催回数：112回)
また、機構においても、厚生労働省が平成19年2月9日に開催した労働局障害者担当官会議において、職業安定機関と地方障害者法人との連携・協力の強化について同様の依頼を行った。

○地方障害者法人との連絡会議の開催

平成19年度から納付金制度の大幅な改正が申告・申請に反映されるため、これに備えて制度の改正内容を踏まえた地方障害者法人担当者向けマニュアル及び要領集を作成、配布し、事業主に対する指導のポイント、申告・申請書等の受理・点検に当たっての留意点等について指導し、事業主の立場に立った窓口業務の充実と地方障害者法人の審査能力の向上に努めた。(平成19年1月18日・19日)

② 障害者雇用納付金の徴収並びに障害者雇用調整金、報奨金、在宅就業障害者特例調整金及び在宅就業障害者特例報奨金の支給

○障害者雇用納付金の徴収

障害者雇用納付金については、適正な徴収を実施するため、厳正な審査を行うとともに、未納付事業主に対して、電話、文書などによる納付督促・督促を積極的に実施した。

また、平成18年度中に収納に至らなかった、未収分についても平成19年度以降引き続き収納に努めることとしている。なお、この未収分には、資金繰りの悪化等により早期の回収が困難なものも含まれている。

・収納率 99.71%
・平成18年度納付金申告事業主数 11,653件
・徴収決定済額 20,709百万円
・電話による督促 584件
・督促状件数 204件
・督促状件数 64件

・過年度分の未収納分についても順調に収納を進めており、破産等により不能欠損処理したものも含め、平成18年度末においては、僅少となっている。

各年度末 収納率	18年度末 収納率
15年度 99.86%	15年度分 99.98%
16年度 99.89%	16年度分 100.00%
17年度 99.70%	17年度分 99.86%

※平成14年度以前の未収分はすべて収納済である。

※平成15年度の未収分は破産清算中の案件である。

(資料63)

○障害者雇用調整金の支給

・2,835件 4,955百万円

○報奨金の支給

・1,940件 4,631百万円

○在宅就業障害者特例調整金

・支給実績なし

○在宅就業障害者特例報奨金

・支給実績なし

(※) 特例調整金及び特例報奨金については、原則として平成19年度から支給を開始するが、平成18年度は年度の途中で事業を廃止したものに限り支給する。

○不正受給に係る案件

・不正受給に係る案件はなかった。

③ 障害者雇用納付金電算機処理システムの活用及び見直し

本システムを活用することにより、迅速で効率的かつ適正な審査決定等を行うことができた。また、事業主からの直接又は地方障害者法人を経由した照会等に対して、速やかで的確な助言、指導などを行うことができた。

② 障害者雇用納付金については、厳正な審査、調査の実施により、99%以上(※)の収納率を維持すること。

(※参考：過去5年間の収納率はいずれの年も99%以上)

② 障害者雇用納付金の徴収並びに障害者雇用調整金、報奨金、在宅就業障害者特例調整金及び在宅就業障害者特例報奨金の支給

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、障害者雇用納付金の的確な徴収並びに障害者雇用調整金、報奨金、在宅就業障害者特例調整金及び在宅就業障害者特例報奨金の適正な支給を行うため、厳正な審査を実施するほか、障害者雇用納付金申告対象事業主等に対する調査を的確に実施することにより、障害者雇用納付金については99%以上(※)の収納率を維持する。また、障害者雇用率達成指導業務を実施する職業安定機関と緊密な連携を図り、必要な情報交換を行う。

さらに、業務の効率化及び障害者雇用納付金申告対象事業主等の利便性の向上を図るため、必要に応じ電算機処理システムの見直しを実施する。

(※参考：過去5年間の収納率はいずれの年も99%以上)

		<p>また、障害者雇用納付金制度の改正を踏まえ、当該システムについて必要な見直しを行う。</p> <p>④ 調査の的確な実施 調査に当たっては、特に次の点に留意し実施する。 イ 効率的な調査を行うため、地方障害法人の把握する情報を積極的に活用する。 ロ 出向者、パートタイム労働者及び派遣労働者の取扱いに留意して、正確な常用雇用労働者数の把握を行う。</p> <p>⑤ 電子納付システムの利用促進等 事業主サービスの向上と事務処理の効率化、迅速化を図るため、平成18年度から稼働する電子納付システムについて、事業主説明会を活用するなどして事業主に適切に周知し利用の促進を図る。また、当該システムの利用範囲を拡大するため、当該システムについて必要な見直しを行う。</p> <p>⑥ 申告、支給申請書の改善 事業主サービスの向上と事務処理の効率化、迅速化を図るため、平成19年度の申告、支給申請に向けて関係様式を改善し、手続きの簡素化を図る。</p>	<p>・障害者雇用納付金制度の改正に対応した審査機能とするため、本システムの基本設計の見直しを図った。また、より効率的な審査等に必要な各種機能を追加するとともに、より経済的で安全性の高いシステムに改修した。新システムは平成19年4月当初から稼働することとしている。</p> <p>④調査の的確な実施 ・調査件数：1,140件 ・うち金額変更があったもの 199件 ・調査実施件数に対する割合 17% ・調査の実施に当たっては、地方障害法人と連絡を密にし、地方障害法人が把握している合併、倒産等の最新の事業主情報を活用した。 ・調査対象事業主は、初めて申告・申請を行った事業主や非正規社員労働者の多い産業及び労働者派遣事業等、これまでの申告・申請で誤りの多い事例に留意して選定し、それらの申告・申請内容について、裏づけ書類等により確認調査を徹底した。 (資料64)</p> <p>⑤電子納付システムの利用促進等 ・事業主の利便性の向上と事務処理の効率化、迅速化を図るため、延納第2期の納付から電子納付システムの運用を開始した。なお、平成18年度は、事業主への事前周知、電子納付対応の納付書の事前送付等の期間を考慮し、延納第2期からの開始とし、平成19年度からは、年度当初からすべての納付が電子納付で可能となるように、システムの修正を行った。 ・電子納付システムの利用促進を図るため、事業主に送付する納付書に利用案内チラシを同封し、周知を図ったほか、地方障害法人が開催した事業主説明会では、具体的な利用方法や利便性などについて説明を行った。 ・本システムの取扱金融機関の数についても、開始当初の37行から平成19年3月末で45行に拡大し、さらなる事業主の利便性の向上を図った。</p> <p>⑥申告、支給申請書の改善 ○申告、支給申請書の様式統一化による簡素化 ・これまで納付金申告書と調整金支給申請書はそれぞれ別様式とされていたが、平成19年度の申告・申請から、これらの様式を統一様式に改善し、特例調整金も含め、同一の様式により1回の手続きで申告・申請が完了するよう改善を行った。これにより、事業主の手続きの簡素化と利便性の向上及び事務処理の効率化、迅速化が図られた。</p>
--	--	---	--

評価の視点	自己評定	A	評定	A
<p>第2 9 (1) ① 障害者雇用納付金制度に対する理解の促進 ・事業主説明会について、250回以上開催したか。</p> <p>・事業主の障害者雇用納付金制度に対する理解を促進するために各種措置を講じていたか。</p> <p>・職業安定機関と緊密な連携を図っていたか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>・事業主説明会は、261回（前年度実績254回）開催した。</p> <p>・各種パンフレット、記入説明書の作成、配布及び事業主説明会を開催するなどにより納付金制度に対する理解の促進を図った。特に平成19年度の申告・申請から、精神障害者への納付金制度の適用、在宅就業障害者特例調整金等の制度新設、雇用調整金の申請期限の前倒し等の大幅な制度改正が反映されるため、制度の趣旨説明及び理解と協力を求めるためのチラシを作成し、開催案内とともに事業主に送付することで、事業主説明会への積極的な参加を呼びかけた。</p> <p>・納付金制度の理解状況等を把握するために、事業主説明会出席企業6,792社に対し、アンケート調査を実施した。有効回答数5,794件(回収率85.3%)のうち、94.3%から肯定的な評価を得た。</p> <p>・アンケート調査により出席者から示された意見は、今後の事業主説明会の充実のため活用するよう地方障害法人に指導を行った。</p> <p>・記入説明書については、アンケート調査での意見を踏まえ、申告、申請書記入例をよりわかりやすくするなど所要の見直しを図った。また、従来からホームページに掲載していた申告・申請様式のダウンロードファイル等とともに、記入説明書についても全文を新たにホームページに掲載し、事業主の理解の促進を図った。</p> <p>・申告・申請の手続きの簡素化を図り、制度理解を容易にするため、納付金申告書と調整金申請書の様式を統一様式とし、特例調整金を含め同一の様式により1回の手続きで申告・申請が完了するよう改善を図った。</p> <p>・職業安定機関と地方障害法人との情報交換会を112回開催し、緊密な連携を維持した。</p>		<p>(理由及び特記事項)</p> <p>・目標を概ね上回ったと評価する。</p> <p>・納付金の収納率99.71%をマークした。</p> <p>・収納率等ほぼ目標の水準が達成されている。</p> <p>・ほぼ計画通りと判断する。</p>	

<ul style="list-style-type: none"> ・地方障害法人の業務担当者を対象とした会議を開催していたか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・会議に当たっては、納付金徴収業務等の適切な実施において必要となる情報の提供等について依頼した。 ・また、機構においても厚生労働省において開催された労働局障害者担当官会議において、職業安定機関と地方障害法人との連携協力について同様の依頼を行った。
<p>第2 9 (1) ② 障害者雇用納付金の徴収及び障害者雇用調整金、報奨金の支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用納付金の収納率について、99%以上の収納率を達成したか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方障害法人と機構（納付金部）との連絡会議を平成19年1月18日・19日に開催した。 ・平成19年度からの制度改正内容の反映に備えて改正内容を踏まえた地方障害法人担当者向けマニュアル及び要領集を作成し配布した。 ・事業主に対する指導のポイント、申告・申請書等の受理・点検に当たっての留意点等について指導し、事業主の立場に立った窓口業務の充実と審査能力の向上に努めた。
<ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用調整金及び報奨金の支給について不正受給が行われた場合の対処は適切であったか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な徴収を実施するため、厳正な審査を行うとともに、未納付事業主に対して、電話、文書などによる納付督促、督促を積極的に行った結果、納付金の収納率は99.71%（前年度 収納率99.70%）であった。なお、未収納分については引き続き収納に努める。 ・過年度分の未収納分についても継続的に収納に努めた結果、平成18年度末において、平成16年度以前の未収納分については、破産手続き中のもの1件を除き、全て収納済みとなり、平成17年度分の未収納分については僅少なものとなった。
<p>第2 9 (1) ③ 障害者雇用納付金電算機処理システムの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用納付金電算機処理システムを効果的に活用することにより、サービスの向上を図っていたか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・厳正な審査を実施した結果、不正受給と認められる案件はなかった。
<p>第2 9 (1) ④ 調査の的確な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査を計画どおり実施していたか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き納付金電算処理システムを活用することにより、事業主等からの照会等に対して、迅速で的確な助言、指導等を行うことができ、サービスの向上に役立った。 ・障害者雇用納付金制度の改正に対応した審査機能とするため基本設計の見直しを図るとともに、より効率的で安全性の高いシステムに改修した。
<p>第2 9 (1) ⑤ 申告・申請の電子化に関する検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施方針に沿って検討を進めていたか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査対象の事業主の選定に当たっては、地方障害法人の把握する情報を活用し、初めて申告・申請を行った事業主や非正規社員労働者の多い産業及び労働者派遣事業等、これまでの申告申請において誤りの多い事例に留意し、1,140件（前年度調査件数1,140件）の調査を実施した。
	<ul style="list-style-type: none"> ・納付に係る事業主の利便性の向上と事務処理の効率化、迅速化を図るため延納第2期の納付から電子納付システムによる納付を開始した。

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>9 納付金関係業務等の実施に関する事項 障害者の雇用に関する事業主の社会連帯責任の円滑な実現を図る観点から、障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担を調整するとともに、障害者の雇用の促進等を図るため設けられた「障害者雇用納付金制度」に基づき、障害者雇用納付金の徴収並びに障害者雇用調整金、報奨金、在宅就業障害者特例調整金、在宅就業障害者特例報奨金及び各種助成金の支給等の機構が実施する納付金関係業務については、障害者の雇用の促進に寄与するために、法律の目的の通り、適正かつ効率的な運営を図ること。また、障害者の雇用に関する研究、調査、講習の事業、啓発の事業を効果的に実施することにより、事業主の障害者雇用の取組みを支援し、障害者の雇用促進を図ること。</p> <p>(2) 障害者雇用納付金制度に基づく助成金の支給業務の適切な実施 障害者雇用に関する事業主等への助成金支給については、障害者雇用に係る事業主支援・援助の実施を通じて障害者の働く場の整備を図るため、適正かつ効率的に行うことはもとより、助成金制度、申請手続き等を周知すること、事業主等が利用しやすい手続きとすること、助成金を障害者雇用に効果的に活用できるように事業主等に対して助言・援助を行うこと、など事業主等に対するサービスの向上を図ること。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>9 納付金関係業務等の実施に関する事項</p> <p>(2) 障害者雇用納付金に基づく助成金業務の適切な実施 ① 事業主等の利便性を図るため、機構において支給する各種助成金の支給要件、助成率、申請窓口の所在地等をホームページ等で公開するとともに、助成金業務の効率化を図り、事業主等に対する助成金の助言・援助を行うなどのサービスの向上を図る。 また、地方障害法人及び職業安定機関等との密接な連携を図り、制度の周知徹底を図る。 なお、助成金の支給要件等に変更があった場合は、当該変更が確定した日から、7日以内にホームページ等で公開する。</p> <p>② 適正な助成金業務を実施するため、厳正な審査と支給対象事業所に対する計画的な調査を行うとともに、地方障害法人の助成金業務担当者会議を少なくとも年1回開催する等により、助成金業務に関する問題点等について情報交換を行うように努め、密接な連携を図る。</p> <p>また、不正受給が発生した場合は、再発防止の観点から、その原因を究明し、</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>9 納付金関係業務等の実施に関する事項</p> <p>(2) 障害者雇用納付金に基づく助成金業務の適切な実施 ① ホームページに掲載している申請書等の様式及び申請書等に添付する添付書類一覧表や支給申請手続の説明について、対象とする助成金の拡大を図り、申請事業主等が利用しやすいものとする。 なお、助成金の支給要件等に変更があった場合は、その確定日から7日以内にホームページ等で公開するなど、制度改正の迅速な周知を行う。</p> <p>② 適正な助成金業務を実施するため、不正受給防止マニュアル等を踏まえ、厳正な審査と支給対象事業所に対する計画的な調査を行うとともに、全国の地方障害法人の業務担当者を対象に「全国助成金業務担当者会議」及び地域別の「助成金関係業務担当者ブロック会議」を開催するなど、助成金業務に関する問題点等について情報交換を行うように努め、密接な連携を図る。 また、不正受給が発生した場合は、再発防止の観点から、その原因を究明し、</p>	<p>平成18年度の業務の実績</p> <p>(2) 障害者雇用納付金に基づく助成金業務の適切な実施</p> <p>① 事業主の利便性向上のための取組の実施 ○ホームページの活用 ・新たに15種類の助成金の様式のダウンロードファイルをホームページに掲載した。 ・助成金の支給要件等の変更については、平成18年4月1日確定分を6日後に、6月1日確定分及び10月1日確定分をそれぞれ1日後にホームページに公開し、迅速な周知を図った。</p> <p>○事業主の満足度向上のための取組 ・事業主の要望を踏まえ、記入例を掲載するなど、6種類中4種類についてパンフレットの内容を改善した。 ・地方障害法人の窓口において事業主等に対し丁寧な対応を行うよう、全国会議・ブロック会議等で指導を徹底するとともに、パンフレット等や地方障害法人の窓口対応の満足度を把握するために、利用事業主に対するアンケート調査を実施し、地方障害法人へのフィードバックを行った（対応・説明への満足度 約90%）。</p> <p>○助成金の効果的な活用促進のための対策 ・障害者雇用のインセンティブとしての助成金の役割が十分発揮されるよう次の取組を実施した。 ・地方障害法人において、事業主に対する助成金制度の説明会を積極的に開催した。（571回開催（前年度比9%増）） ・地方障害法人で実施する雇用管理等講習、障害者雇用アドバイザー等の相談援助の機会を捉えて、助成金の活用の周知を図るよう地方障害法人に指示をした。 ・公共職業安定所や地域障害者職業センター担当者の助成金制度の理解向上に努め、事業主への周知促進を図った。</p> <p>② 適正な助成金業務の実施 ○不正受給防止対策の強化 ・これまでの不正受給・不適正支給事案、他の助成金の不正受給防止対策を分析し、新たな対策を含め不正受給防止対策強化の方針を策定した。 ・上記方針に基づき、助成金説明時等の不正受給防止対策の周知、支給請求書受理時の障害者雇用の有無の確認、新規設立の小規模事業所等の存在の有無の確認を徹底するよう、地方障害法人に指示した。 ・改訂したパンフレットの巻頭に「助成金のご利用に当たっての注意事項」を掲載し、添付書類である契約書等の相手側に直接質問することがあること、支給後訪問調査を行うことがあることなどを記述した。 ・不正受給・不適正支給の防止を目的として、支給対象費用の妥当性を厳正に審査することを明確にする支給要領の改正を実施した。（支給要領の改正は、住宅の</p>

	<p>地方障害法人その他関係機関に対して適切な情報提供を行う。</p> <p>③ 機構と厚生労働省は、助成金業務の問題点等に対する情報交換等の密接な連携を図るとともに、地方障害法人と職業安定機関との間においても助成金業務に関し密接な連携を図り、適切な助成金業務を行う。</p>	<p>地方障害法人その他関係機関に対して適切な情報提供を行う。</p> <p>③ 機構と厚生労働省は、助成金業務の問題点等に対する情報交換等の密接な連携を図るとともに、地方障害法人と職業安定機関との間においても助成金業務に関し密接な連携を図り、適切な助成金業務を行う。</p>	<p>賃借に係る助成金の支給対象賃借料は、申請に係る住宅の同一地域、同一規模にある住宅の賃借料を勘案して、機構が認める額とすること、住宅手当の支払いに係る助成金は、支給対象障害者が支払った賃借料の額を確認するために添付書類を徴収する等)</p> <p>○業務担当者に対する不正受給防止対策強化の指示</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方障害法人の業務担当者全国会議を開催し、審査にあたっての留意事項、不正受給事案等について説明した(7月)。さらに、ブロック会議(11月～12月)で不正受給防止対策の強化等について指示した。 <p>○厳正な調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査時の確認事項を具体的に記載するなど、調査要領を抜本的に改正した。 駐在事務所の助成金調査担当者会議を開催し、助成金の不正受給の事例、不正受給未然防止のための調査の実施方法等について説明(4月)した。 不正受給防止にかかる調査を実施した。(217件(前年度比14.8%増)) <p>③職業安定機関との密接な連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 機構と厚生労働省は、助成金業務の現状や問題点について、密接な情報交換を行い、必要なものについて支給要領の改正等の制度改正を実施した。 地方障害法人と職業安定機関は、助成金業務に関し、情報交換を516回実施した。(前年度比3.8%増)
--	--	--	---

評価の視点	自己評定	A	評定	A
<p>第2 9 (2) ① (事業主の利便性を図るためのサービス向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業主に対する周知を含め、事業主の利便性を高めるための各種措置を行っていたか。 <p>・助成金の要件等の変更について、7日以内にホームページに掲載していたか。</p> <p>第2 9 (2) ② (適正な助成金業務の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方障害法人における全国助成金業務担当者会議及び助成金業務担当者ブロック会議を開いていたか。 <p>・助成金の不正受給が行われた場合の対処は適切であったか。</p> <p>第2 9 (2) ③ (関係機関との連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関と密接な連携を図っていたか。 	<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに15種類の助成金の様式のダウンロードファイルをホームページに掲載した。 事業主の要望を踏まえ、記入例を掲載するなど、6種類中4種類についてパンフレットの内容を改善した。 地方障害法人の窓口において事業主等に対し丁寧な対応を行うよう、全国会議・ブロック会議等で指導を徹底するとともに、パンフレット等や地方障害法人の窓口対応の満足度を把握するために、利用事業主に対するアンケート調査を実施し、地方障害法人へのフィードバックを行った(対応・説明への満足度約90%)。 地方障害法人において、事業主に対する助成金制度の説明会を積極的に開催した。(571回開催(前年度比9%増)) 地方障害法人で実施する雇用管理等講習、障害者雇用アドバイザー等の相談援助の機会を捉えて、助成金の活用の周知を図るよう地方障害法人に指示をした。 公共職業安定所や地域障害者職業センター担当者の助成金制度の理解向上に努め、事業主への周知促進を図った。 <p>・助成金の支給要件等の変更については、平成18年4月1日確定分を6日後に、6月1日確定分及び10月1日確定分をそれぞれ1日後にホームページに公開し、迅速な周知を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方障害法人の業務担当者全国会議を開催し、審査にあたっての留意事項、不正受給事案等について説明した(7月)。さらに、ブロック会議(11月～12月)では助成金ごとにケーススタディ方式で点検確認のポイント及び不正受給防止対策の強化等について指示した。 <p>・不正受給案件(1件:支給請求の不実記載による通勤対策助成金の過大受給)に対しては、速やかに調査を行い、支給した助成金について返還決定(平成19年5月)を行った。(返還済み)</p> <ul style="list-style-type: none"> 機構と厚生労働省は、助成金業務の現状や問題点について、密接な情報交換を行い、必要なものについて支給要領の改正等の制度改正を実施した。 地方障害法人と職業安定機関は、助成金業務に関し、情報交換を516回実施した。(前年度比3.8%増) 	A	<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 目標を概ね上回ったと評価する。 ダウンロードファイルを掲載した。 助成金制度説明会の回数を前年度比9%増とした。 不正受給対策を講じ、効果を上げた 民間のホームページを通じたサービス等の導入活用により、ほぼ目標を達成することができている。 ほぼ計画通りと判断する。 自己評価の通りである。 	A

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>9 納付金関係業務等の実施に関する事項 障害者の雇用に関する事業主の社会連帯責任の円滑な実現を図る観点から、障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担を調整するとともに、障害者の雇用の促進等を図るため設けられた「障害者雇用納付金制度」に基づき、障害者雇用納付金の徴収並びに障害者雇用調整金、報奨金、在宅就業障害者特例調整金、在宅就業障害者特例報奨金及び各種助成金の支給等の機構が実施する納付金関係業務については、障害者の雇用の促進に寄与するために、法律の目的の通り、適正かつ効率的な運営を図ること。 また、障害者の雇用に関する研究、調査、講習の事業、啓発の事業を効果的に実施することにより、事業主の障害者雇用の取組みを支援し、障害者の雇用促進を図ること。</p> <p>(3) 障害者の雇用に関する研究、調査、講習の事業、啓発の事業の効果的な実施 ① 障害者の雇用・就業分野の拡大を図るため、就労支援機器、職務再編成、職場環境の改善、職域拡大及びキャリアアップのための雇用管理に関する研究を実施し、事業主が利用しやすい報告書、マニュアル等の成果物を発表すること。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>9 納付金関係業務等の実施に関する事項</p> <p>(3) 障害者の雇用に関する研究、調査、講習の事業及び啓発の事業の効果的な実施 ① 障害者の雇用に関する調査研究の実施 企業における障害者の雇用に係る問題の解決、雇用管理の改善及び障害者の雇用機会の拡大に資するため、事業主のニーズ及び障害の種類に配慮しつつ、障害者の雇用に関する技術的事項に関する調査・研究を実施する。 また、調査研究の成果をとりまとめた報告書、事業主等の利用しやすいマニュアル等を中期目標の期間中に25件以上（※）作成する。 （※参考：過去3年間の実績（年平均）5件。1割増の目標としつつ、4.5を乗じると約25件となる。）</p> <p>さらに、事業主等に対して障害者雇用事例等を提供する「障害者雇用リファレンスサービス」の充実を図り、企業のニーズに対して迅速かつ的確な情報提供を行う。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>9 納付金関係業務等の実施に関する事項</p> <p>(3) 障害者の雇用に関する研究、調査、講習の事業及び啓発の事業の効果的な実施 ① 障害者の雇用に関する調査研究の実施 企業における障害者の雇用に係る問題の解決、雇用管理の改善及び障害者の雇用機会の拡大に資するため、事業主のニーズ及び障害の種類に配慮しつつ、障害者の雇用に関する技術的事項に関する調査・研究を実施する。 また、「聴覚障害者の職域に関する研究」、「精神障害者に対する訪問型個別就労支援の方法に関する研究」、「重複障害者（盲ろう者）の就業の実情に関する研究」等の調査研究の成果をとりまとめた報告書、事業主等の利用しやすいマニュアル等を5件以上作成し、事業主等に配付する。 さらに、事業主等に対して障害者雇用事例等を提供する「障害者雇用リファレンスサービス」は、障害者雇用のモデルとなるような先駆的で質の高い企業の取組を詳細にまとめた障害者雇用モデル事例を追加し、ホームページにおいて提供する。</p>	<p>平成18年度の業務の実績</p> <p>(3) 障害者の雇用に関する研究、調査、講習の事業及び啓発の事業の効果的な実施</p> <p>①障害者の雇用に関する調査研究の実施 ○事業主のニーズ、国の施策動向等を踏まえた調査研究 ・国の施策動向（重度障害者や精神障害者に対する雇用対策の強化、障害者雇用率達成指導の強化等）、事業主のニーズ（「精神障害者の支援について取り上げてほしい」「マニュアルをよりビジュアル化してほしい」等）を踏まえ、障害者雇用に取り組む事業主に対し課題解決に向けた具体的なノウハウ等を提供するため、事業主を含む専門家グループへの委託、業界団体と連携した委員会における検討等により調査研究を実施し、平成18年度の成果を次のとおりとりまとめた。 （資料65）</p> <p>（障害者の雇用に関する調査研究～報告書・マニュアル等～） ・『重度障害者（聴覚障害者）の職域開発に関する研究Ⅲ』 ・『精神障害者の職業的自立に向けた訪問型個別就労支援の方法に関する研究調査Ⅱ』 ・『重複障害者（盲ろう者）の就業の実情に関する研究調査』 ・『重度障害者雇用事業所における障害者雇用状況に関する調査・研究～精神障害者の採用方針及び雇用管理を中心に～』 ・『内部障害者のための職場改善に関する好事例集』</p> <p>○わかりやすい報告書・マニュアル・事例集の作成・配布 ・報告書の作成に当たっては、冒頭部分に「サマリー（概要）」を掲載し、一読して調査・研究の全体のポイントが容易に理解できるように配慮した。 ・特に精神障害者の職業的自立に関する研究調査については、その成果に基づき、ビジュアルなマニュアルを企画し、精神障害に関する専門的な知識がなくても読みやすくわかりやすいコミック版障害者雇用マニュアル『精神障害者と働く』を作成した。 ・内部障害者のための職場改善好事例集の作成に当たっては、写真や図表を多く使用し、多様な内部障害の特性に応じた改善のポイントがよくわかるように工夫した。 （資料66）</p> <p>○ホームページの検索機能の向上等効果的な情報提供 ・報告書、マニュアル、好事例集等各種成果物については、協力事業主や関係業界団体に直接提供するほか、地方障害法人、地域障害者職業センターをはじめ、都道府県労働局、公共職業安定所等の関係機関に幅広く配布するとともに、事業主に対する相談・援助、各種講習会等、事業主支援業務における活用を通じて、効果的な情報提供を行った。 ・報告書については、より一層活用しやすいものとするため、ホームページ上への</p>

全文掲載（PDFファイル）を推進するとともに、わかりやすいサマリー（要旨）も順次掲載しており、昭和59年度分までを追加掲載した。

・また障害者職業総合センター研究部門との連携による効果的な情報提供にも努め、その一環として、2つの調査研究の成果（『重度障害者（聴覚障害者）の職域開発に関する研究Ⅲ』及び『精神障害者の職業的自立に向けた訪問型個別就労支援の方法に関する研究調査Ⅱ』）を、委託団体からの協力を得て、職業リハビリテーション研究発表会の場において発表した。

（資料66）

○各種成果物の活用状況

・各種成果物の送付請求数については、全体で992件・35,480部（前年度617件・30,880部）であった。このうち職域拡大マニュアル、障害者雇用マニュアル、好事例集への請求が全体の大半（76.8%）を占めた。中でも、前年度に比べて大きく請求数が増えたのは、「在宅障害者雇用管理マニュアル」であった（前年度188部→平成18年度1,485部）。

・具体的な活用状況については、利用者に資料を送付する際に意見・感想等を求めるアンケート用紙を同封し把握するよう努めた。この結果、回答数は前年度（165件）に比べ大幅に増え564件にのぼり、このうち526件（93.3%）から、障害者雇用に取り組む上で「役立った」とする回答を得た。また自由記述の回答をみると、

- ・事業主からは
「社内における障害者雇用の理解促進、障害者自身のモチベーションの向上に役立った」
「受入れ部署に対する研修資料として役立った」
- ・支援機関からは
「事業主に対して障害者雇用を提案する際に役立った」
「事業主向けのセミナーで活用する際に役立った」

などの回答が得られ、各種成果物が事業主や支援機関における障害者雇用の取組にかかる様々な場面で効果を上げていることが把握できた。

○障害者雇用リファレンスサービスの取組

・障害者雇用のモデルとなるような先駆的で質の高い企業の取組をホームページで情報提供するほか、障害者雇用アドバイザーによる相談・援助を通して具体的な事例として提供している。

・政策課題、事業主ニーズに対応した重点的収集モデル事例については、国の障害者雇用施策を踏まえ、業種別では除外率設定業種（医療及び運輸業等）、法定雇用率未達成企業の割合の多い業種（卸・小売業、情報通信業及び教育学習支援業等）における障害者雇用の取組事例、障害別では精神障害者の雇用の取組事例の収集に努め、156件をリファレンスサービスのホームページに掲載した。

・当機構で印刷物として既に発行している障害者雇用事例（「働く広場」、障害者雇用マニュアル・事例集の掲載事例等212件）を整理・加工の上、リファレンスサービスのホームページで提供した。

・リファレンスサービスアクセス件数：428,438件（前年度実績：177,609件）

・ホームページ掲載事例数：712事例（368事例追加）

②除外率設定業種事業主に対する支援

○国の施策動向等を踏まえた支援

・近年の障害者雇用を取り巻く国の施策動向（障害者雇用率達成指導の強化等）を踏まえ、除外率設定業種のうち道路貨物運送業（現行の除外率30%）に対する障害者雇用にかかる支援を行うことを目的として、当該業種・業界の障害者雇用事業所に対するアンケート調査や訪問調査を実施し具体的な事例を収集し、平成18年度の成果として次のとおりとりまとめた。

（除外率設定業種事業主に対する支援～マニュアル好事例集～）

- ・『道路貨物運送業における障害者の雇用促進』

○わかりやすい事例集・マニュアルの作成・配布

・道路貨物運送業における雇用事例集の作成に当たっては、他社の参考となる積極的な取組を展開している企業の事例（5社）を、中小企業を中心に、様々な障害種類、職種をバランスよく盛り込んだ。

○成果の普及・活用等

・平成17年度に作成した『鉄道業における障害者雇用事例』の活用状況については、これまで知的障害者の雇用実績のあった鉄道会社（東京都）において、さらに身体障害者の採用を進めるために当該事例集の掲載事例を社内に啓発した結果、経営幹部役職員の身体障害者に対する理解が得られ、平成18年度の同社における障害者の採用計画を進める上で参考にしたケースなどを把握している。

② 障害者雇用事例等の情報収集と事業主への効果的な提供を実施すること。

② 除外率設定業種事業主に対する支援
障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正に伴い、平成16年度から段階的に引き下げられる除外率について、今後、一層の障害者雇用への取組が求められる除外率設定業種事業主（団体）における具体的取組を支援するため、障害者の雇用を進める上での問題点等の調査・分析、雇用事例の収集等を実施し、啓発資料として、マニュアル・好事例集等を中期目標期間中に5件以上作成する。

② 除外率設定業種事業主に対する支援
除外率の段階的引き下げに伴い、今後、一層の障害者雇用への取組が求められる除外率設定業種事業主（団体）における具体的取組を支援するため、「除外率設定業種における障害者雇用推進事業委員会」を開催し、障害者の雇用を進める上での問題点等の調査・分析、除外率設定業種ごとの取組の具体化の検討を行い、雇用事例の収集等を実施し、啓発資料として、当該業種別のマニュアル・好事例集等を1件以上作成する。

評価の視点	自己評価	A	評価	A
<p>第2 9 (3) ① 障害者の雇用に関する調査研究の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者の雇用に関する調査研究について、調査研究の成果をとりまとめた報告書、事業主等の利用しやすいマニュアル等を5件以上作成したか。 <p>研究調査の成果について、迅速かつ的確な情報提供を行っていたか。</p> <p>第2 9 (3) ② 除外率設定業種事業主に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 除外率引き下げに対応するなど、事業主のニーズ等を的確に把握した調査研究を行っていたか。 <p>除外率設定業種別のマニュアル・好事例集等の作成件数が1件以上であったか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者の雇用に関する調査研究については、国の施策動向及び事業主のニーズを踏まえ、事業主支援の視点から課題解決に役立つ具体的なノウハウ等が提供できるよう、事業主を含む専門家グループへの委託、業界団体と連携した委員会における検討等により実施した。 上記調査研究の成果物として、研究調査報告書4件及びマニュアル(職場改善好事例集)1件の合計5件を作成した。これらの報告書・マニュアルの作成に当たっては、事業主等が利用しやすいように、 <ul style="list-style-type: none"> ①報告書については、冒頭部分に「サマリー(概要)」を掲載(1～2頁)し、一読して全体のポイントが容易に理解できるように配慮した。 ②好事例集については、写真や図表を多く使用し、障害者雇用にかかる職場改善のポイントがよくわかるように工夫した。 このほか、精神障害者の職業的自立に関する研究調査については、その成果に基づき、ビジュアルなマニュアルを企画し、精神障害に関する専門的な知識がなくても読みやすくわかりやすいコミック版障害者雇用マニュアルを作成した。 調査研究の各種成果物については、刊行され次第速やかに、協力した事業主や関係団体等には直接提供し、同時に地方障害法人、地域障害者職業センターをはじめ、都道府県労働局、公共職業安定所等の関係機関にも広く一括配布を行った。このほか、事業主に対する相談・援助、各種講習会等の事業主支援業務においても有効に活用するなど、積極的な情報提供を行った。 特に研究調査報告書については、より一層の活用促進を図るため当機構ホームページ上に、調査研究の内容を200字程度でコンパクトに記述したサマリー(要旨)を順次掲載するとともに、併せて全文掲載(PDFファイル)にも取り組んだ。 さらに、事業主のほかより多くの障害者の支援に携わる実務担当者等関係者に対する内容の理解を深めるため、障害者職業総合センター研究部門と連携し、本年度とりまとめた精神障害者の就労支援に関する調査研究等2つの成果を、職業リハビリテーション研究発表会の場において発表した。 障害者雇用率の達成指導の強化等最近の国の施策動向を踏まえ、今後の除外率引き下げへの対応を視野に置いて、除外率設定業種のうち道路貨物運送業を対象に調査研究を実施した。 調査研究の実施に当たっては、当該業種・業界の企業に対するアンケート調査や訪問調査を通じて、障害者雇用にかかる問題点や課題、事業主ニーズ等の把握を行った。 上記調査結果を踏まえ、障害者雇用マニュアルを1件作成した。作成に当たっては、障害者雇用の積極的な取組を展開している企業の事例(5社)を、中小企業を中心に様々な障害種類、職種をバランスよく盛り込むよう留意しとりまとめ、事業主や事業主団体、関係機関等に広く配布した。 		<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 特に事業主に対する支援には大きな成果を上げたと評価する(アンケートの93.3%「役立った」等)。 ホームページ上に調査研究のサマリーを掲載した。 障害者雇用マニュアルを1件作成し好事例を紹介した。 マニュアルのわかりやすさなど、情報の伝達徹底のための努力は高く評価できる。 ほぼ計画通りと判断する。 自己評価の通りである。 	

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>9 納付金関係業務等の実施に関する事項 障害者の雇用に関する事業主の社会連帯責任の円滑な実現を図る観点から、障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担を調整するとともに、障害者の雇用の促進等を図るため設けられた「障害者雇用納付金制度」に基づき、障害者雇用納付金の徴収並びに障害者雇用調整金、報奨金、在宅就業障害者特例調整金、在宅就業障害者特例報奨金及び各種助成金の支給等の機構が実施する納付金関係業務については、障害者の雇用の促進に寄与するために、法律の目的の通り、適正かつ効率的な運営を図ること。また、障害者の雇用に関する研究、調査、講習の事業、啓発の事業を効果的に実施することにより、事業主の障害者雇用の取組みを支援し、障害者の雇用促進を図ること。</p> <p>(3) 障害者の雇用に関する研究、調査、講習の事業、啓発の事業の効果的な実施</p> <p>③ 障害者の雇用管理に関し、障害者雇用の広範な知識と経験を有するアドバイザーを配置するとともに、特に専門的な支援を必要とする事業主等に対しては医療、社会教育、社会福祉、工学等の専門家と連携して、障害者の雇用管理を容易にするための援助を実施するようにすること。</p> <p>④ 障害者を5人以上雇用する事業所に選任が義務づけられている障害者の職</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>9 納付金関係業務等の実施に関する事項</p> <p>(3) 障害者の雇用に関する研究、調査、講習の事業及び啓発の事業の効果的な実施</p> <p>③ 相談・援助業務の効果的な実施 障害者雇用に関する広範な知識と経験を持った障害者雇用アドバイザーを配置するとともに、必要に応じ医療、社会教育、社会福祉、工学等の専門家と連携して、事業主に対し、的確かつ効果的な相談援助を中期目標期間中にアドバイザー1人当たり750件以上(※)実施する。 (※参考：平成14年度の実績は約150件であり、1割増の目標としつつ、4.5を乗じると約750件となる。)そして、助言その他の援助を受けた事業所にアンケートを実施し、有効回答のうち概ね70%以上から障害者の雇用管理の改善を進める上で効果があった旨の評価が得られるよう支援サービスの質の向上を図る。</p> <p>④ 障害者職業生活相談員資格認定講習の充実</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>9 納付金関係業務等の実施に関する事項</p> <p>(3) 障害者の雇用に関する研究、調査、講習の事業及び啓発の事業の効果的な実施</p> <p>③ 相談・援助業務の効果的な実施 障害者雇用に関する広範な知識と経験を持った障害者雇用アドバイザーが、必要に応じ医療、社会教育、社会福祉、工学等の専門家と連携して、事業主に対し、的確かつ効果的な相談援助をアドバイザー等1人当たり165件以上実施する。</p> <p>また、助言その他の援助を受けた事業所にアンケートを実施し、有効回答のうち概ね70%以上から障害者の雇用管理の改善を進める上で効果があった旨の評価が得られるよう支援サービスの質の向上を図る。このため、効果がなかった旨の評価に対しては、自由回答欄の記載によりその原因等を把握する等により、より利用者の満足が得られる内容となるよう随時見直しを図る。</p> <p>④ 障害者職業生活相談員資格認定講習の充実</p>	<p>平成18年度の業務の実績</p> <p>③相談・援助業務の効果的な実施 ○事業主相談・援助の計画的実施 ・年間を通じて計画的な訪問相談を実施した。事業主等のニーズの把握にあたっては、講習の場でのアンケートの活用などにより効果的にすすめた。</p> <p>○事業主相談・援助の効果的な実施 ・機構で作成する調査研究成果（マニュアル・事例集等）、障害者雇用リファレンス等の効果的活用、事業主のニーズに対応した各種助成金・就労支援機器の活用提案に努めるとともに、必要に応じ、公共職業安定所や地域障害者職業センター等の関係機関との連携を図り、的確、有効な相談・援助を行った。</p> <p>○研修内容の充実と個別指導の実施 ・新任研修(4月)、専門研修(6月)において、内容を充実して実施した。 例：成功事例・失敗事例を用いたグループ討議の実施、改正法に対応した研修カリキュラムの策定</p> <p>○重点取組方針の提示 ・地方障害者法人に対し、関係機関との連携を有効に活用し、未達成企業や中小企業を対象とした助成金、就労支援機器など地方障害者法人が提供できるサービスを武器に効果的な相談・援助を行うよう、平成19年度の重点取組の方針を提示した。</p> <p>○事業主相談件数 ・雇用アドバイザー等1人あたり201.9件（前年度実績194.1件）（目標値165件の122.4%） ・相談総数22,007件（前年度実績21,152件の104.0%） ・相談内容は、雇用計画、納付金・助成金、雇用管理の割合が高かった。（資料67）</p> <p>○アンケート調査 ・満足度：87.1%（前年度実績89.6%） ・「親切に相談に応じてもらい感謝している」、「先行企業の雇用事例の紹介は大変参考になった」、「雇用率がよくない企業を優先的に訪問する必要があるのではないか」等の意見が寄せられた。（資料68）</p> <p>④障害者職業生活相談員資格認定講習の充実 ・実施回数：57回（前年度実績59回）</p>

業生活全般にわたる相談・指導を行う障害者職業生活相談員の資格認定講習を実施すること。

- ⑤ 事業主を対象に障害者雇用に関する理解を促すとともに、職場における障害者の指導方法等の雇用管理に関し、各種のノウハウを提供することを目的として、地域のニーズや特性等を踏まえた障害者雇用に関する各種の講習会を効果的に実施すること。

障害者職業生活相談員資格認定講習の実施に当たっては、障害者の職業生活全般にわたる相談・指導等に必要な専門知識を付与するため講習内容の充実を図る。

- ⑤ 雇用管理等講習等の充実
雇用管理等に関する事業主向け講習等については、事業主や障害者の多様なニーズ、特性等を踏まえ、
イ 企業の雇用・定着管理の改善のための講習
ロ 障害者の職業能力発揮のための環境整備に係る講習
を適宜組み合わせ、効果的、効率的に実施する。
また、障害者の適正な職場配置、障害者の特性に応じた雇用管理等が図られるよう、障害者職場定着推進チーム育成事業の実施に当たっては、障害者職場定着推進チーム未設置事業所に対する設置勸奨及び設置された定着推進チームの育成指導を継続して実施することとする。

各種講習会については、地域のニーズに応じた特性等を踏まえつつ、毎年度平均22,000人以上（※）（ただし、平成15年度は11,000人以上）を対象に実施する。

（※参考：14年度受講者数 20,134人）

そして、講習会の受講者にアンケート調査を実施し、障害者の雇用を進める上で有用であった旨の評価が概ね80%以上得られるようにする。

- ⑥ 障害者の雇用促進に役立つ就労支援機器の貸出を行い、それらの就労支援機器の普及・啓発を図ること。

- ⑥ 就労支援機器の普及・啓発
就労支援機器を広く事業主に普及・啓発するため、従来のビデオやパンフレットに加え、新たにホームページを活用し効果的な普及・啓発活動を実施し、毎年度平均で80（ただし、平成15年度は40）以上の事業所に就労支援機器の貸出を行う。
また、適宜アンケート調査を実施し、事業主のニーズを把握するとともに、効率的な業務を行うため、就労支援機器の利用率（全機器の貸出累積月数／延べ保有台月数）を常態において36%以上（※）にする。

（※参考：過去3年間の就労支援機器の平均利用率 32.9%）

地方障害法人で実施する障害者職業生活相談員資格認定講習については、障害者の職業生活全般にわたる相談・指導等に必要な専門知識を付与するため講習内容の充実を図る。

このため、平成18年度においても講習用テキストを見直し、講習に活用する。

- ⑤ 雇用管理等講習等の充実
雇用管理等に関する事業主向け講習等については、事業主や障害者の多様なニーズ、特性等を踏まえ、「雇用促進・雇用計画」、「定着・雇用継続」、「能力発揮・環境整備」に係る講習を適宜組み合わせ、効果的、効率的に実施する。

また、障害者の適正な職場配置、障害者の特性に応じた雇用管理等が図られるよう、障害者職場定着推進チーム育成事業の実施に当たっては、事業所訪問等による障害者職場定着推進チーム未設置事業所に対する設置勸奨及び設置された定着推進チームの育成指導を継続して実施することとする。

各種講習会については、地域のニーズに応じた特性等を踏まえつつ、22,000人以上を対象に実施する。

そして、講習会の受講者にアンケート調査を実施し、障害者の雇用を進める上で有用であった旨の評価が概ね80%以上得られるようにする。このため、効果がなかった旨の評価に対しては、自由回答欄の記載によりその原因等を把握する等により、より利用者の満足が得られる講習内容となるよう随時見直しを図る。

- ⑥ 就労支援機器の普及・啓発
視覚障害者向けパソコン、拡大読書器等の就労支援機器を広く事業主に普及・啓発するため、就労支援機器普及啓発ホームページを活用して効果的な普及・啓発活動を実施し、80以上の事業所に就労支援機器の貸出を行う。

また、貸出を終了した事業主に対して適宜アンケート調査を実施し、事業主のニーズを把握するとともに、効率的な業務を行うため、就労支援機器の利用率（全機器の貸出累積月数／延べ保有台月数）を常態において36%以上にする。

・受講者数：3,429人（前年度実績：3,271人、前年度比104.8%）

○テキストの改訂等

・改正法に対応した講習テキストの改訂（精神障害者雇用率算入、在宅就業障害者特例調整金・報奨金支給等）を行うとともに、機構ホームページでの講習日程の周知をすすめた。

⑤雇用管理等講習等の充実

○参加者のニーズに合わせた講習内容の設定

・事業主相談の過程、アンケート調査等によって把握したニーズ、政策的課題等をもとに講習内容を決定した。
・地方障害法人では、講習場所を数箇所で開催する等、受講者の利便性を考えて実施した。
・本部で実施した講習会（精神障害者の「職場復帰への具体的取組」）は、参加者の便宜を図り、「職リハ研究発表会」の開催時期に合わせ実施した。

○実践的な講習内容の実施

・講習内容は、障害者の講師活用、また、講義形式だけでなく、事例発表、ディスカッション、福祉施設・養護学校等を訪問しての障害者とのふれあい、ハンディキャップ体験などを取り入れるよう努めた。

○講習実施回数

・348回（前年度実績320回）

○参加者数

・23,676人（目標値22,000人の107.6%、前年度実績23,551人）

○アンケート調査結果

・満足度92.5%（目標値80%）
・自由記述からは、「最新情報や先行企業の取組が参考になった」との評価が得られたが、「内容が盛り沢山で、部分的に難しかった」との意見もみられた。（資料69）

○受講事業主に対する追跡調査の実施

・追跡調査を実施（10月）。講習受講後の「考え方の変化」としては、「障害者にできる仕事がないか考えるようになった」（56.5%）、「雇用中の障害者を意識してみようになった」（44.1%）をはじめとして回答者1,510社の95.2%が何らかの変化を感じており、「取組の変化」としても、「新たに雇用または職場復帰をサポートした」（26.2%）、「障害者の求人を出した」（24.6%）、「合同面接会などに参加し、面接を行った」（24.6%）をはじめとした何らかの取組が全体の71.1%でみられた。（資料70）

○障害者職場定着推進チームの設置勸奨育成指導の実施

・設置勸奨育成指導件数5,732件（前年度実績：5,702件、前年度比100.5%）
・「職場定着推進マニュアル」の改訂作業（精神障害者に関連する事例等を追加）を実施した。

⑥就労支援機器の普及・啓発

○最新情報のホームページへの掲載等

・平成18年9月、12月及び平成19年3月にホームページの更新を行い、新たに22機種を追加掲載することにより、内容の充実を図り、事業主・障害者等への周知に努めた（平成19年3月末日現在のホームページ全掲載機種は103機種）。
・就労支援機器等は、高齢者の就労においてもその効果が期待されることから、高齢者雇用に関するページからも就労支援機器情報にアクセスできるよう入り口を設けた。

○貸出機種の増加

・できるだけ障害者の態様に合った機器の貸出しができるよう貸出機種を増加した（平成18年4月76機種→平成19年3月94機種）。

○ホームページアクセス件数

・227,241件（前年度実績：147,143件）

○就労支援機器の貸出事業所数

・145事業所（目標値：80事業所）

- 就労支援機器の利用率
 - ・58.3%（目標値：36%以上）
 - アンケート調査結果
 - ・機器の満足度：81.0%（大変役に立った、役に立った）
 - ・機器の導入状況：68.1%購入した（他機種・ソフトウェアを含む）
 - ・機器導入の際の障害者雇用助成金の活用状況：75.0%活用（活用46.9%、現在申請中28.1%）
- （資料71）

評価の視点	自己評価	A	評価	A
<p>第2 9 (3) ③ 相談・援助業務の効果的実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アドバイザー1人あたりの相談援助について、165件以上実施していたか。 ・アンケート調査について、有効回答のうち概ね70%以上から障害者の雇用管理の改善を進める上で効果があった旨の評価が得られたか。 ・アンケート調査において提出された意見を適宜取り入れ、又は意見を参考として、改善策について検討していたか。 <p>第2 9 (3) ④ 障害者職業生活相談員資格認定講習の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者職業生活相談員資格認定講習の内容の充実を図っていたか。 ・講習用テキストの見直しを行ったか。 <p>第2 9 (3) ⑤ 雇用管理等講習等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種講習会の講習対象者数について、22,000人以上を達成したか。 ・アンケート調査について、障害者の雇用を進める上で有用であった旨の評価が概ね80%以上得られたか。 ・講習を受けた企業における雇用に関する意識や取組について、追跡調査などにより具体的な効果を把握していたか。 ・アンケート調査において提出された意見を適宜取り入れ、又は意見を参考として、改善策について検討していたか。 <p>第2 9 (3) ⑥ 就労支援機器の普及・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労支援機器の貸出事業所及び利用率について、事業主のニーズを把握することにより貸出事業所数80以上、利用率36%以上を達成していたか。 ・就労支援機器普及啓発ホームページを作成し、運用開始に向けた準備を進めたか。 	<p>（理由及び特記事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画的に訪問相談を実施するとともに、事業主のニーズに応じて助成金・就労支援機器の活用を提案、さらに必要に応じて関係機関との連携による支援を行った。実績はアドバイザー等1人あたり201.9件（前年度実績194.1件）であった。 ・有効回答のうち、雇用管理の改善を進める上で「効果があった」とした回答の割合は87.1%（前年度実績89.6%）であった。ニーズに応じた具体性のある助言や情報提供が評価された。 ・平成17年度のアンケート調査結果を踏まえ、事業主説明会とあわせ相談コーナーの設置による個別の課題に応じた相談・援助の実施等について、地方障害法人に指示した。 ・平成18年度の各地方障害法人における当該講習の開催に先立ち、相談員の役割を分かりやすく解説したビデオを送付し、講習での活用について指示した。 ・障害者雇用促進法の改正に合わせて講習テキストの改訂（精神障害者雇用率算入、在宅就業障害者特例調整金・報奨金支給等）を行い、ホームページ上でも公開した。 ・合計348回実施し、講習参加者の総数は23,676人（前年度実績320回、23,551人参加）であった。 ・有効回答のうち、障害者雇用を進める上で「有用だった」とした回答の割合は92.5%（前年度実績93.8%）であった。法改正に関連した最新情報や先行企業の取組、精神障害者雇用取組等を盛り込んだ内容が評価された。 ・平成17年度受講企業を対象に追跡調査を実施した。「障害者にできる仕事がないか考えるようになった」（56.5%）などの意識変化に加え、「障害者の合同面接会に出て、面接などを行った」（24.6%）「新たに雇用または職場復帰をサポートした」（26.2%）などの具体的な取組に繋がっていることを把握した。 ・平成17年度のアンケート結果を踏まえ、受講者の利便性に配慮するとともに、具体的な情報発信に留意し、事例発表、ディスカッション、ハンディキャップ体験のなどを取り入れて実施するよう指示した。 ・アンケート調査から把握した事業主のニーズに基づき、貸出機器の追加配備や更新等の取り組みにより、貸出事業所は145所、就労支援機器の利用率は58.3%であった。 ・平成17年4月から就労支援機器普及啓発ホームページの運用を開始し、平成18年度には新たに最新機器22機種を追加掲載し（ホームページ全掲載機種103機種）、内容の充実に努めた。 		<p>（理由及び特記事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概ね目標を上回ったと評価する。 ・平成17年度受講企業を対象に追跡調査を実施した。 ・法改正に関連した情報や先行企業の取組等を盛り込んだ講習等を行い、アンケートで高い評価を得た。 ・事業主への情報徹底のための努力とそのアンケート評価の高さは評価できる。 ・機器等の貸出等の努力も評価する。 ・ほぼ計画通りと判断する。 ・着実な成果が上がっている。 	

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>9 納付金関係業務等の実施に関する事項 障害者の雇用に関する事業主の社会連帯責任の円滑な実現を図る観点から、障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担を調整するとともに、障害者の雇用の促進等を図るため設けられた「障害者雇用納付金制度」に基づき、障害者雇用納付金の徴収並びに障害者雇用調整金、報奨金、在宅就業障害者特例調整金、在宅就業障害者特例報奨金及び各種助成金の支給等の機構が実施する納付金関係業務については、障害者の雇用の促進に寄与するために、法律の目的の通り、適正かつ効率的な運営を図ること。また、障害者の雇用に関する研究、調査、講習の事業、啓発の事業を効果的に実施することにより、事業主の障害者雇用の取組みを支援し、障害者の雇用促進を図ること。</p> <p>(3) 障害者の雇用に関する研究、調査、講習の事業、啓発の事業の効果的な実施</p> <p>⑦ 事業主や国民一般に対して障害者雇用の機運を醸成するとともに、障害者の職業的自立を支援するため、障害者雇用に関する様々な啓発活動を展開すること。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>9 納付金関係業務等の実施に関する事項</p> <p>(3) 障害者の雇用に関する研究、調査、講習の事業及び啓発の事業の効果的な実施</p> <p>⑦ 障害者雇用に係る啓発事業の実施 事業主や国民一般に対して、障害者に対する認識を高め、その雇用の促進と職業の安定を図るため、障害者雇用促進月間を中心として、全国レベルで表彰、障害者ワークフェア等の諸事業を複合的に実施する。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>9 納付金関係業務等の実施に関する事項</p> <p>(3) 障害者の雇用に関する研究、調査、講習の事業及び啓発の事業の効果的な実施</p> <p>⑦ 障害者雇用に係る啓発事業の実施 事業主や国民一般に対して、障害者に対する認識を高め、その雇用の促進と職業の安定を図るため、9月の障害者雇用支援月間を中心として啓発事業を実施するとともに、障害者雇用優良事業所等を対象とした表彰を行う。</p> <p>また、10月に香川県において、障害者を多数雇用している事業所等の活動状況や障害者福祉施設等の取組状況を展示・実演するほか、障害者職業能力開発指導者交流集会等をあわせて実施する総合的なイベント「障害者ワークフェア」を開催する。本事業は、啓発効果を高めるため、全国障害者技能競技大会と同時に開催する。</p>	<p>平成18年度の業務の実績</p> <p>⑦障害者雇用に係る啓発事業の実施 ○障害者雇用優良事業所等表彰式 ・日程等：平成18年9月6日（水） 松坂屋銀座店（東京） ・被表彰者数 障害者優良事業所表彰 41件 優秀勤労障害者表彰 47件 障害者の雇用の促進と職業の安定に貢献した団体又は個人表彰 3件 障害者雇用促進月間ポスター原画表彰 52件 障害者雇用職場改善事例表彰 9件</p> <p>○障害者雇用支援月間ポスター原画入賞作品展 ・東京会場：松坂屋銀座店 7階催事場 日程 平成18年9月6日（水）～9月12日（火） ・大阪会場：高島屋大阪店 7階催事場 日程 平成18年9月20日（水）～9月25日（月）</p> <p>○障害者ワークフェアの開催 ・開催日時：平成18年10月28日（土）～29日（日） ・開催地：香川県高松市（全国障害者技能競技大会（アビリンピック）との同時開催） ・内容 障害者雇用事業所、授産施設、障害者職業能力開発施設等による展示、実演 障害者就労支援機器・生活福祉機器、福祉車両の展示 障害者就労支援シンポジウム サンサン祭、ハートフルアート展 特設ステージにおける実演・講演等 全国障害者雇用促進展示会 ・来場者数：41,000人（前年度23,000人）【過去最多】</p> <p>県・地元市民団体の企画イベントとの共催による相乗効果 ・香川県の企画によるシンポジウム、ハートフルアート展、市民団体の企画によるサンサン祭等と同時開催することにより、広報啓発、集客面での相乗効果を図った。</p> <p>障害者と健常者の交流機会の増加 ・音楽コンサート、車いすサッカー、体験ブース（さをり織り、藍染め、紙すき等）、ハンディキャップ体験等を通じ、障害者と健常者の交流の機会を増加した。</p>